「新型コロナウイルス感染症対策における中小企業支援に関する緊急提言」の実現状況

2020 年３月 10 日
中小企業振興部

当所・緊急提言（３月６日）	政府・緊急対応策（第２弾）（３月 10 日）
全国の 515 商工会議所は１月 29 日から、「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を設置し、新型コロナウイルス感染症による経営への影響を受けた中小企業・小規模事業者の相談に迅速に対応している。商工会議所への相談件数は、２月下旬から急増し、３月４日現在、1,188 件となっている。 相談内容をみると、初期は、「インバウンドの減少」や「サプライチェーンの停滞」に起因する「宿泊・ツアーのキャンセル」「海外製部品・資材が届かず生産・工事停止」など観光関連産業や製造業・建設業からの相談が目立っていたが、感染の拡大により、「日本人観光客の減少」に起因する相談が増え、近時は、「イベント中止」や「学校一斉休校」に起因する「相次ぐ予約キャンセルで大幅な売上減少」「従業員の休業で業務に支障」「学校給食の休止により大幅減収」などにより、飲食業・サービス業・卸売業・小売業など全国のあらゆる業種・業態の中小企業・小規模事業者から悲鳴が寄せられ、地域経済への影響も深刻化している。 また、日本商工会議所の調査（実施時期：２月 12 日～18 日）では、６割を超える中小企業・小規模事業者が、「製品・サービスの受注・売上減少、客数減少」など新型コロナウイルス感染症により経営に影響（懸念を含む）が生じていると回答しているが、同調査実施以降の様々な事態に鑑みて、経営に与える影響はさらに拡大していると推察される。 現在、収束時期など先が見えない不安感が国内を覆い、経済活動が過度に委縮しており、この状態が長引くと甚大な経済的ダメージ	・令和２年２月 13 日に、第１弾として、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」を決定し、帰国者等への支援、水際対策、国内感染対策などを中心に、予備費 103 億円を含む総額 153 億円の対応策を実行している。 ・同 25 日には「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を決定し、今後の状況の進展を見据えて講じていくべき対策等をとりまとめた。 ・今般、**国内の感染拡大を防止するとともに、現下の諸課題に適切に対処するため、第２弾として、以下により、政府として万全の対応を行う**。 (1)感染拡大防止策と医療提供体制の整備 (2)学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応 **(3)事業活動の縮小や雇用への対応** (4)事業の変化に即応した緊急措置等 ・今年度予算の着実な執行と予備費 2,715 億円の活用により、**第２弾の緊急対応策として 4,308 億円の財政措置**を講ずる。 ・あわせて、**資金繰り対策等に万全を期すため、日本政策金融公庫等に総額 1.6 兆円規模の金融措置**を講ずる。

を受けかねない。また、大規模自然災害から復興途中の地域には、特段の留意が必要である。今夏の東京オリンピック・パラリンピックを確実に成功させるためにも、当面の緊急対応を講じることはもとより、感染状況等を見極めつつ大胆な経済対策の検討を行うことが求められる。 　これまで、日本商工会議所は、政府に随時、中小企業・小規模事業者の声を伝え、政府には「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」(２月 13 日)やその後の具体的な施策など迅速果敢に様々な中小企業支援策を講じていただいているが、今般、この難局の中、わが国経済の基盤であり事業継続に奮闘している中小企業・小規模事業者の声を踏まえ、改めて本緊急提言を取りまとめた。 　ついては、中小企業・小規模事業者の窮状をご賢察賜り、下記事項を何卒実現されたい。 記	
Ⅰ．当面の対応策 **１．感染拡大防止・早期収束に向けた果断な対応** ・中小企業・小規模事業者は厳しい状況に置かれている中、事業継続に向け必死に対応しているが、経済活動の過度な委縮など、この状態が長引くと、経営にさらに相当なダメージを受けかねないため、検査体制の増強による国民の不安解消を含め、より一層、感染拡大防止・早期収束に向け果断に対応されたい。	・まずは、国内における**感染拡大を防止するため、政府として万全の対応**を行い、患者増加のスピードを可能な限り抑制し、**流行の早期終息を目指す**。 ・医師が診断のために検査が必要と判断した**全ての方がＰＣＲ検査を受けることができるよう、体制を強化**する。ＰＣＲ検査について保険適用とし、民間の検査も十分活用できる体制を構築する。
２．専門的・科学的根拠に基づいた情報発信の徹底 ・過度に新型コロナウイルス感染症への不安を煽らないよう専門的・科学的根拠に基づいた適時・的確な情報発信を徹底するとともに、国民に対し正しい情報に基づいて冷静に対応するよう	・厚生労働省のホームページや政府広報などにより、**分かりやすく情報提供**する。**多言語で適切迅速な情報提供**を行う。 ・在外公館、日本政府観光局（ＪＮＴＯ）などを通じ、ＳＮＳも活

呼びかけられたい。 ・国内外のわが国の風評払拭に向け、情報発信等の対応を強化されたい。	用し、我が国の状況や政府の取組に関する情報を、透明性をもって**国外に対して適時適切に発信し、正確な理解を得る**ことに努める。
３．　資金繰り支援（セーフティネット機能の強化） （１）特別貸付制度（別枠、低利）の創設 ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対する特別貸付制度（別枠、低利、長期、据置期間延長）を創設されたい。	・各種イベントの自粛による影響を含め、地域経済にもたらされる影響を乗り越え、事態の終息の後、再度事業を成長の軌道に乗せていくため、中小・小規模事業者を中心に、日本政策金融公庫等による**総額 1.6 兆円規模の金融措置を講ずる**。 ・日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫において、売上高が減少している等の中小・小規模事業者に対して、**新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付制度**を設ける。据置期間を最長５年間とする。**フリーランスを含む個人事業主や売上高が急減している中小・小規模事業者については、信用力や担保にかかわらず、実質的に無利子化**する。緊急対応策第１弾で講じた資金繰り対策も含め、**遡って適用**する。 ・セーフティネット保証４号及び５号を発動し、信用保証協会により、**一般保証とは別枠で、要件に応じて融資額の 100%（地域を指定する４号）又は 80%（業種を指定する５号）を保証**する。さらに、**融資額の 100%を保証する危機関連保証を初めて発動し、保証枠の更なる別枠を措置**する。 ・影響の広がりや深刻さを踏まえ、指定金融機関である**日本政策投資銀行及び商工組合中央金庫による危機対応業務を実施**し、中小企業だけでなく、中堅・大企業を含めた企業の資金繰りに万全を期す。
（２）マル経融資の特別制度（別枠、低利）の創設 ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けている小規模事業者に対する小規模事業者経営改善資金融資（マル経融資）	・大規模災害での対応と同様に、**小規模事業者経営改善資金（マル**

の特別制度（別枠、低利）を創設されたい。	**経融資）に別枠を措置し、金利を 0.9%引き下げ、小規模事業者に対して手厚い資金繰り支援を実施**していく。
（３）条件変更先への資金繰り支援など柔軟な対応 ・政府系金融機関および民間金融機関、信用保証協会等に対し、積極的な新規融資や返済猶予等の既往債務の条件変更、条件変更先への資金繰り支援など、資金繰りの円滑化に向け柔軟かつ早期に対応されるよう、引き続き周知徹底されたい。	・財務省、中小企業庁等の関係省庁から、政府系金融機関、信用保証協会に対して、特に**小規模融資については思い切った手続きの簡素化をするなど資金繰り支援に向けた丁寧かつ迅速な対応**や、**事業者からの返済緩和のための条件変更の要望等への柔軟な対応を要請**する。 ・民間金融機関に対しては、令和２年３月６日に**新規融資の積極的な実施や既往債務の条件変更に迅速かつ柔軟に対応すること等を要請**した。金融庁においては、**民間金融機関における事業者の資金繰り支援の促進を、当面の検査・監督の最重要事項**とし、特別ヒアリングを実施する。また、**条件変更等の取組状況の報告を求め、その状況を公表**する。
（４）二重債務問題の解消 ・これまでの大規模自然災害で被災した中小企業・小規模事業者が新型コロナウイルス感染症の影響を受けた場合の二重債務問題を解消する対策を講じられたい。	
（５）国税・地方税の申告・納付等の期限の延長 ・新型コロナウイルス感染症の影響を受け、申告や納税が困難な中小企業に対して、国税・地方税の申告・納付等の期限の延長措置を講じられたい。また、事前の延長申請等ができなかった場合でも、延滞税・利子税等が課せられることのないよう配慮されたい。	**・申告所得税等の申告・納付等期限について令和２年４月 16 日まで延長**する。
（６）社会保険料等の免除・軽減・納付期限の延長 ・新型コロナウイルス感染症の影響を受け、社会保険料等（労	

働保険料や子ども手当の事業主拠出金等を含む）の納付が困難な中小企業に対して、社会保険料等の免除、賃金減額に伴う標準報酬月額の即時改定や社会保険料率の一時的な引き下げ等による保険料負担の軽減、および納付期限の延長措置を講じられたい。	
４．事業環境の整備 （１）売上向上等に取り組む中小企業・小規模事業者への支援 ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、売上向上や経営安定化等に取り組む中小企業・小規模事業者の設備投資、販路開拓、商品・サービス開発、ＩＴ活用、海外展開等を、補助金や税制措置等で早期かつ強力に支援されたい。	・**中小企業生産性革命推進事業によるサプライチェーン毀損等に対応するための設備投資や販路開拓などに取り組む事業者の優先支援**について、中小・小規模事業者の負担に配慮し、**生産性向上や賃上げに係る目標値の達成時期を１年間猶予するなど申請要件の緩和**を行うとともに、**交付決定日前に発注した事業に要する経費についても対象**とすることで早急な支援を可能とする。
（２）政府・地方自治体の要請に伴い影響を受ける事業者への支援 ・政府・地方自治体の要請を受けてのイベント・宴会中止に伴い損失を被る中小企業・小規模事業者への支援に努められたい。	・今回の感染拡大によって経済的な影響を受けた事業者や、政府の要請を受けてイベントや営業等を中止した事業者について、**強力な資金繰り支援をはじめ、地域経済に与える影響にも配慮し、必要な対策を講じる**。 ・学校給食関係の事業者について、給食再開に向けた安全・安心の確保と食品ロス対策のための**支援をきめ細かく行うこととする**。
（３）感染者発生時の円滑な対応への支援 ・感染者発生時に事業所において対応すべき事項を記載したガイドライン等を速やかに策定・公表されたい。 ・感染者発生時の事業所の消毒、店頭在庫の廃棄等、保健所の指導等に基づいて義務的に発生する費用を支援されたい。	
（４）感染拡大を防ぐためのマスク・アルコール消毒液等の確保 ・マスク・アルコール消毒液等は、業務上も感染拡大を防ぐた	・現下のマスクの品薄状態を踏まえ、**受給両面から総合的なマスク**

めに必要であり、早期かつ安定的な供給を図られたい。	**対策を講ずる**。 ・需要面では、国民生活安定緊急措置法を適用し、**マスクの転売行為を禁止**する。 ・供給面では、医療現場をはじめ、特に感染拡大防止の観点から必要な場所への**マスク供給を抜本的に強化**する。
（５）下請等中小企業への取引上のしわ寄せ防止等 ・新型コロナウイルス感染症により影響を受ける下請等中小企業への取引上のしわ寄せ防止等に向け、要請（２月 14 日）通りの対応となるよう実効性を確保されたい。	・**下請取引について、**仕入れの遅れや従業員の休業による**納期の延期等に柔軟に対応するなどの一層の配慮を産業界へ要請**する。 ・**下請Ｇメン等を通じて取引実態等をきめ細やかに把握**するとともに、発注企業が業績悪化のしわ寄せとして、**下請企業への買い叩き等の違反行為を行った場合は、下請法に基づき厳正に対処**する。 ・事業基盤の弱い個人事業主・フリーランスに対する影響を最小限にするため、**産業界に対して、取引上の配慮を求める要請**を行う。
（６）柔軟な納期等の特段の配慮 ・官公需について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対する官公需における配慮が各府省や都道府県等に要請（３月３日）されたが、柔軟な納期・工期の設定など同要請通りの対応となるよう運用されたい。 ・併せて、官公需以外についても、政府から同様の趣旨の呼びかけを図られたい。	・**行政手続や公共調達の期限については、柔軟に対応**していくこととし、年度末の状況等を踏まえつつ、窓口の体制の充実等を図るとともに、**現場に対応を徹底**する。 ・**中小・小規模事業者と国・地方公共団体等との契約等について、年度末の納期・工期の変更や契約金額の見直しなど、国として柔軟な対応を行**うとともに、**地方公共団体に対しても同様の対応を行うよう要請**する。
（７）補助金・助成金等の事業延期等に係る特段の配慮 ・政府・地方自治体等が企業・団体等に交付している補助金・助成金等について、事業延期等により年度を越えることになっても、執行できるよう柔軟に対応されたい。	・**納期の延期等を行った事業等に係る予算の繰越に当たっては、弾力的な対応**を行う。

（８）申請書類の大幅な簡素化・手続きの迅速化 ・支援施策を利用する際の申請書類の大幅な簡素化や手続き・採択の迅速化を図られたい。	・小規模融資については思い切った**手続きの簡素化**をする【再掲】 ・中小・小規模事業者の負担に配慮し、生産性向上や賃上げに係る目標値の達成時期を１年間猶予するなど**申請要件の緩和**を行う【再掲】
５．雇用・労働対策 （１）雇用維持に向けた雇用調整助成金の受給要件の緩和 ・雇用調整助成金について、新型コロナウイルス関連で事業活動の縮小を余儀なくされている事業主が幅広く利用できるよう、時限的に、受給要件の撤廃、対象者の拡大（非正規を含めた雇用者）、助成率の引上げ等を図られたい。 ・手続きを迅速に行うことで受給決定までに要する期間の短縮化を図るとともに、申請書類は郵送または持参で受け付けているが、事務負担の更なる軽減と感染症拡大防止の両方の観点から、電子申請の導入を実現されたい。 （２）小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援 ・安倍内閣総理大臣が表明した「職場を休まざるを得なくなった保護者への新たな助成金制度」について、当該状況は雇用の形態によらず発生するものであり、労働者だけでなく経営者・個人事業主を含め、職場を休まざるを得なくなった全ての保護者に対し、公平に政府が助成金を支給されたい。 ・このたびの緊急対応により、雇用保険特別会計や事業主拠出金の積立金残高が大幅に目減りするようであれば、料率引上げではなく国庫負担により補填されたい。	・**雇用調整助成金の特例措置を大幅に拡大**する。 →特例措置の対象を全業者に拡大､対象を明確化(一斉休業等)、 →特別な地域（首長が活動自粛宣言等）における助成率の上乗せ（中小 2/3→4/5。大企業 1/2→2/3)、受給要件の撤廃、対象は正規雇用・非正規雇用問わず等 →本年１月に遡って支給 ・全都道府県労働局に特別労働相談窓口を開設し、**事業主等からの相談をワンストップで迅速かつ円滑に受け付ける**。 ・正規雇用・非正規雇用を問わず、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子の保護者である**労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、**労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた**企業に対する助成金（助成割合 10/10、日額上限 8,330 円）を創設**する。 ・**個人で就業する予定であった方にも、**業務委託契約等に基づく業務遂行等に対して報酬が支払われており、発注者から一定の指摘を受けているなどの要件を満たす場合に支援を実施することとし、臨時休業した小学校等の子の保護者がこのために**就業できなかった日数に応じて定額（4,100 円／日）を支援**することとする。

（３）テレワークの活用推進 ・この機会を契機に、柔軟な働き方にも資するテレワークの活用推進に向け、中小企業・小規模事業者目線のＩＴ専門家による支援体制の構築とともに、時間外労働等改善助成金（テレワークコース）特例コースについて以下の措置を講じられたい。 ➢パソコン、タブレット、スマートフォンの導入費の支給対象化 ➢手続きの迅速化による、受給決定までの期間の短縮化 ※助成金の支給対象：テレワーク用通信機器の導入・運用、保守サポートの導入、クラウドサービスの導入、就業規則・労使協定等の作成・変更、労務管理担当者や労働者に対する研修・周知・啓発、外部専門家によるコンサルティング。	・**テレワークを強力に推進**し、新たな働き方のモデルを定着させる。 ・「時間外労働等改善助成金（テレワークコース）」について、今年度からの申請を可能とする特例的なコースを新設し、**新たにテレワークを導入した中小企業事業主に対し、その経費を補助する（支給上限額：１企業あたり 100 万円）**。 ・中小企業生産性革命推進事業において、**テレワークツールの導入に取り組む事業者を優先的に支援**するほか、テレワークの導入を図る企業に対する**ＩＣＴ専門家の無料相談対応を推進**する。
（４）時差出勤に資するフレックスタイム制度など柔軟な働き方の導入促進 ・時差出勤に資するフレックスタイム制度について、同制度を導入している企業は２割にとどまることから、導入要件（就業規則への規定、労使協定の締結等）等をより一層周知するなど、制度導入を促進されたい。	・**時差出勤についても強力に推進**するとともに、労働者が利用できる**特別休暇制度を整備した中小企業等に対し、その経費を補助**する。
（５）中小企業の新卒採用活動に対する支援 ・合同会社説明会が中止になっている状況に鑑み、都道府県労働局が中小企業を対象に Web 上で合同会社説明会を実施することや新型コロナウイルス感染症の影響が収束した後に合同会社説明会を開催する等、中小企業の新卒採用を支援されたい。 ・中小企業が独自に実施する web 上の説明会など新卒採用活動を支援するため、web システム等を導入する場合の費用等を助成されたい。	

（６）時間外労働の上限規制への柔軟な対応 ・中小企業を対象に「時間外労働の上限規制」が４月から施行されるが、新型コロナウイルス対応で繁忙な中小企業に対して、労働基準監督署が助言・指導にあたっての配慮規定に則り丁寧な指導を実施するよう、周知徹底されたい。 ・新型コロナウイルス対応で繁忙な事業主から労働基準法第 33 条（災害時の時間外労働等）の適用に関する届出がなされた場合、労働基準監督署が迅速に許可をするなど柔軟に対応するよう、周知徹底されたい。 （７）最低賃金に関する新たな政府方針の設定と中小企業の経営実態を踏まえた適正な水準の決定 ・「経済財政運営と改革の基本方針」で示される最低賃金に関する政府方針について、政府は新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大による日本経済への影響を慎重に見極めたうえで、2020 年度の政府方針を設定されたい。 ・最低賃金の水準について、2020 年度は例年以上に足元の景況感や経済情勢を十分に反映した慎重な審議が求められる。リーマン・ショック時の 2009 年度の引上げ率（1.42%）や東日本大震災時の 2011 年度の引き上げ率（0.96%）を踏まえ、2020 年度は、引上げの凍結を視野に入れたうえで、中小企業の経営実態を踏まえた適正な水準を決定されたい。	・**働き方改革に関する中小企業等への監督指導に当たっては**、閣議決定にある**「労働時間の動向、人材の確保の状況、取引の実態その他の事情に配慮」に、新型コロナウイルスの発生や感染拡大が中小企業等に与える影響が入ることを明確にし、周知徹底**する。
Ⅱ．大胆な経済対策の検討・準備 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、全国の様々な業種・業態の中小企業・小規模事業者が、大幅な売上減少など大打撃を受けており、地域経済に与える影響も計り知れない。 ・ついては、感染状況等を見極めつつ、わが国経済の基盤である	・観光需要の回復は感染拡大の防止が前提となることを踏まえ、観光業については、当面の対応として、**雇用調整助成金や資金繰り対策により強力に下支え**する。 ・こうした感染防止に取り組む期間を、積極的な「助走期間」と位

中小企業・小規模事業者が勇気を持って事業継続できるよう、引き続き、必要に応じて躊躇なく追加的な対策を実行するとともに、国内外の観光振興策の強化をはじめ事態の収束後、直ちに実行すべき需要喚起策等の大胆な経済対策を今から検討・準備されたい。	置づけ、**将来の反転攻勢のための基盤を整備**する。 ・具体的には、**ＪＮＴＯを通じ訪日誘客の重点市場において我が国の状況や政府の取組に関する正確な情報発信に努める**とともに、**中小企業生産性革命推進事業も活用し販路拡大・施設リノベーション等への対応**を行うほか、 →**観光地域づくり法人（ＤＭＯ）等による、地域ごとの観光資源を活かした魅力的な旅行コンテンツの造成**（ＤＭＯ・事業者に対する補助率：定額、1/2） →**キャッシュレス化や多言語表示の充実、バリアフリー化**といった、地域における訪日外国人旅行者受入環境の整備（事業者に対する補助率：定額、1/2、1/3） を支援することで、**観光地の誘客先の多角化や収益力の向上を後押し**する。 ・その上で、**事態の終息の後には、官民一丸となってキャンペーンを実施**し、内外にメッセージを発信する。このため、国としては、人の流れの回復に向けて、**観光需要の喚起**や、**地域の農産品・特産品等、商店街のにぎわい回復を含めたキャンペーン**を検討する。 ・**今後とも、**感染の状況とともに、地域経済及び世界経済の動向を十分に注視し、**必要な対策を躊躇なく講じていく**。

以　上